

令和8年度
千葉大学国際教養学部
総合型選抜試験問題

【課題論述】

令和7年10月

注意事項

1. 試験が開始されるまで、本問題冊子を開かないでください。
2. 本問題冊子は持ち帰ることはできません。試験終了後に回収します。
3. 監督者から指示があったら、解答用紙の上部の所定欄に座席番号、受験番号を、また、下部の所定欄に座席番号をそれぞれ記入しなさい。その他の欄に記入してはいけません。
4. 解答は横書きとします。
5. 解答用紙は記入の有無にかかわらず持ち帰ってはいけません。

座 席 番 号		受 験 番 号	
------------------	--	------------------	--

【問題1】及び【問題2】の問いに答えなさい。

【問題1】

次の2つの文章（I、II）は、日本のエキゾチックアニマルに関するものです。

設問Aは日本語で、設問Bは英語で答えなさい。

A.

2つの文章をすべて読み、以下の質問に日本語で答えなさい。なお、各質問に対する答えは、両方の記事の内容を踏まえ、論理的に記述すること。冒頭に「Q1」、「Q2」、「Q3」の記号を付すこと。また、箇条書きではなく、段落形式で書いてください。

Q1. なぜ近年、日本でエキゾチックアニマルの需要が高まっているのでしょうか。

Q2. なぜ動物を自然の環境から持ち出して、ペットとして飼うことが問題なのでしょうか。

Q3. エキゾチックアニマルの違法貿易対策として、何が有効でしょうか。

B.

2つの文章を読んだ前後で、エキゾチックアニマルに対する自分の意見がどう変わったのか、理由を添えて英語で説明してください。変わらなかった場合も、変わらなかった理由を添えて自分の意見を英語で説明してください。必ず両方の文章を使い、問題用紙の自分の意見を支持する箇所に波線を引き、「B」と記すこと。

※問題用紙に書き込みやメモがある場合、そのままにしておいて構いません。

I “DNA probe¹ links Japan’s otter²-themed cafes to poaching³ hotspots in Thailand”

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

出典 : Carolyn Cowan, “DNA probe links Japan’s otter-themed cafes to poaching hotspots in Thailand,” *Mongabay*, May 26, 2025. (一部改変)

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

出典：WWF Japan, *Opinion Survey on Exotic Pet Use in Japan 2021*, March 2021. (2-7 ページをもとに一部改変)

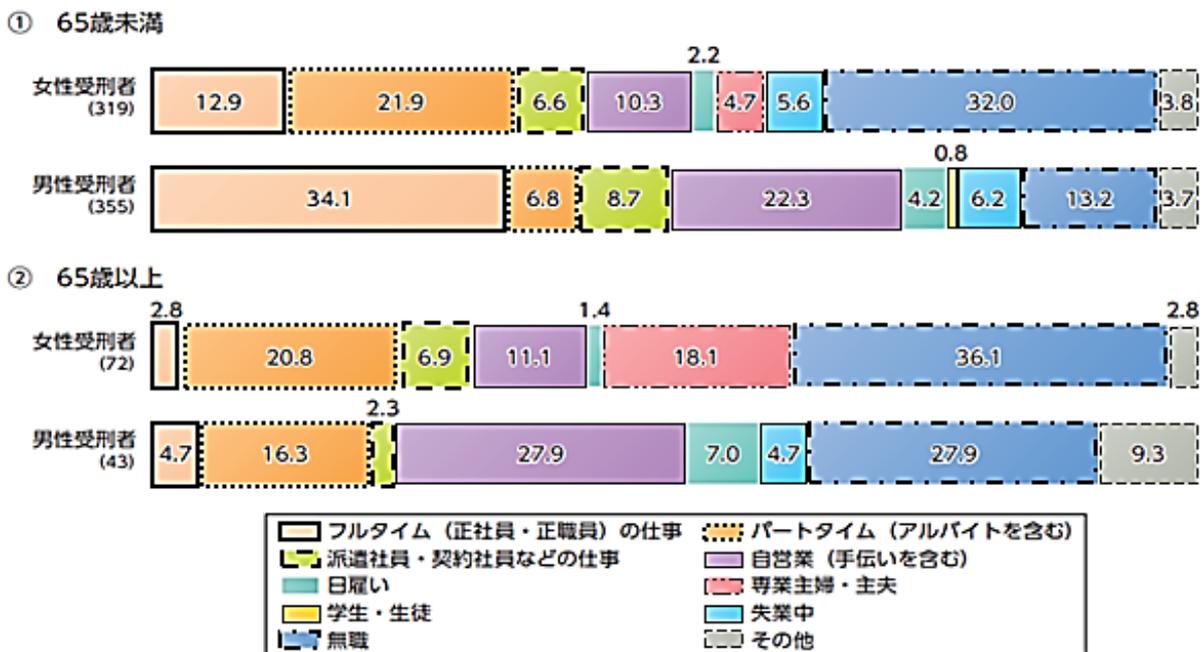
【問題 2】

以下の図表 1、2、3 は、法務総合研究所によって、令和 4 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に、日本国内の各施設における新たな受刑者を対象とした調査の結果をもとに作成した。これらの図表は、原因や結果などの因果関係を示すものではないが、受刑者が抱えていると考えられる様々な背景事情と関連し、それが心理面や社会生活に影響を及ぼしているのではないかとの問題意識に立ち作成されている。また、図表 5-1 および 5-2、図表 6 は、内閣府男女共同参画局および貧困問題の専門家によって、貧困率に関するデータを基に作成されたものである。

これらに関連して、以下の（1）から（4）の問いに日本語で答えなさい。解答に当たっては、冒頭に（1）～（4）の番号を付すこと。なお、各問題に対して回答の字数制限はない。

- （1） 図表 1 と図表 2 について、性別や年齢に着目して比較を加えながら、社会構造的な背景を含めて読み取れることを 3 つ以上挙げなさい。たとえば、65 歳未満の女性と男性の受刑者を比較したとき、働き方や「無職」の割合に着目するとなにが読み取れるか。
- （2） 図表 3 は、調査対象となった受刑者が小児期に逆境体験（つらい、困難な体験）をしていたかどうかを調べた結果を、受刑者総数と「薬物事犯」の受刑者とにわけて示したものである。小児期の逆境体験と犯罪との間には因果関係はないものの、受刑者が犯罪にいたった背景を知るうえでは重要である。本調査の受刑者の背景を理解するという目的のもと、あなたはどのような項目に着目して結果を読み取り、理解につとめるか、自分の意見を論理的に述べなさい。複数の項目を挙げてもよい。
- （3） 図表 4 は、「出所後、社会に戻ったとき、どのような状況であれば相談する気になるか」を受刑者に尋ねた結果である。結果から読み取れることを踏まえて、自分の意見を論理的に述べなさい。
- （4） 図表 5-1、5-2、および図表 6 から日本の状況について読み取れることを説明しなさい。

【図表1】 就労状況（男女別）



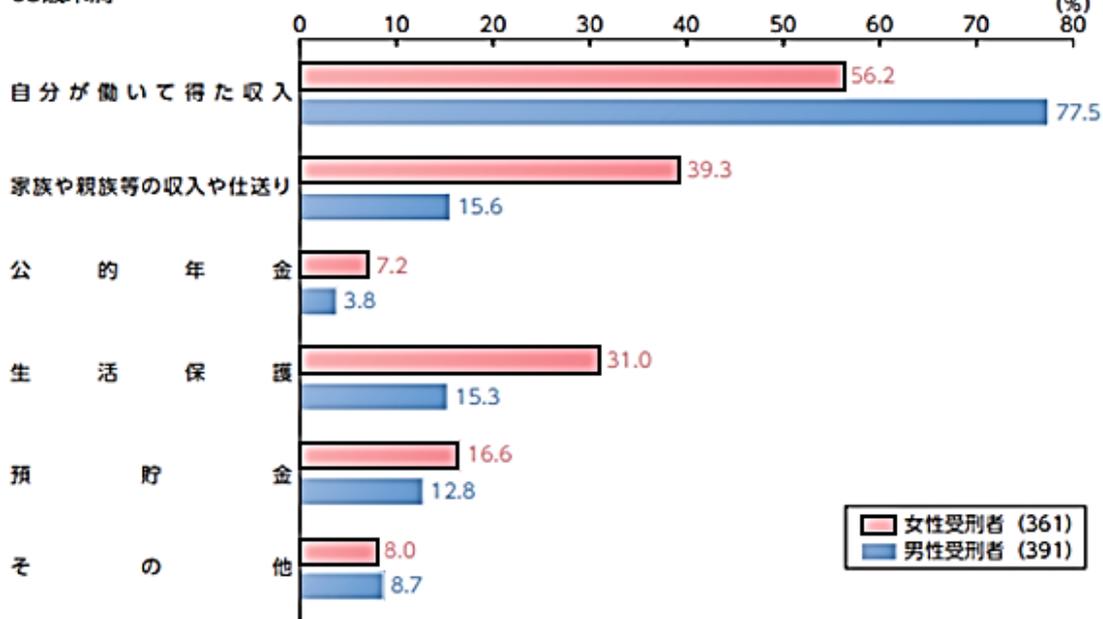
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 就労状況が不詳の者を除く。
 3 年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。
 4 () 内は、実人員である。

出典：法務省法務総合研究所編（2024）「第7編 女性犯罪者の実態と処遇」『令和6年版犯罪白書』第5章、p353、7-5-2-6 図。

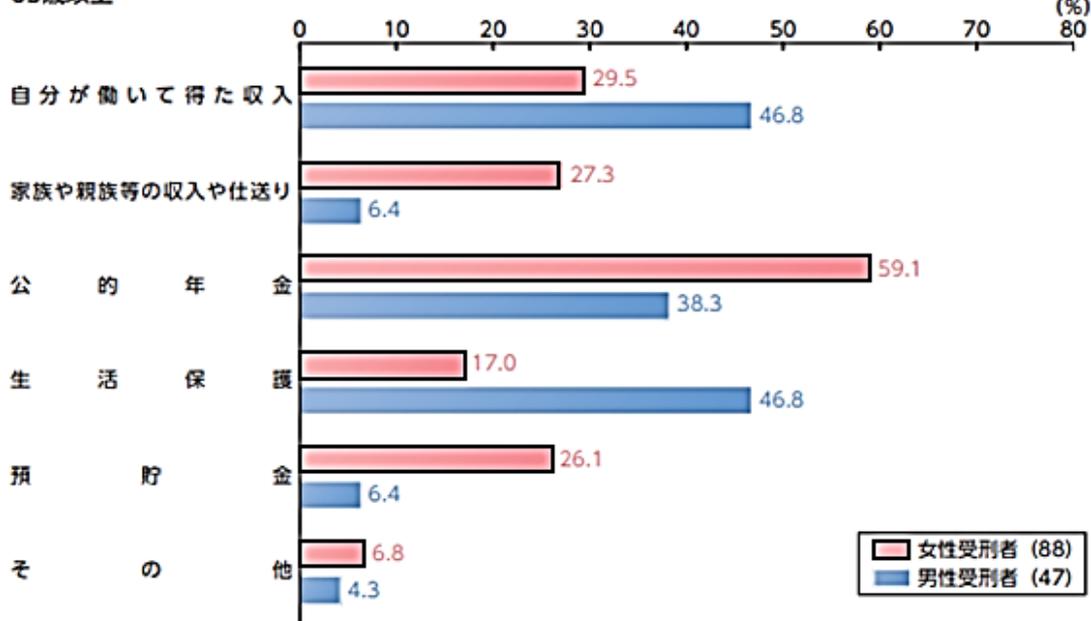
【図表2】 収入源（男女別）

※複数回答

① 65歳未満



② 65歳以上



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 収入源が不詳の者を除く。

3 年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。

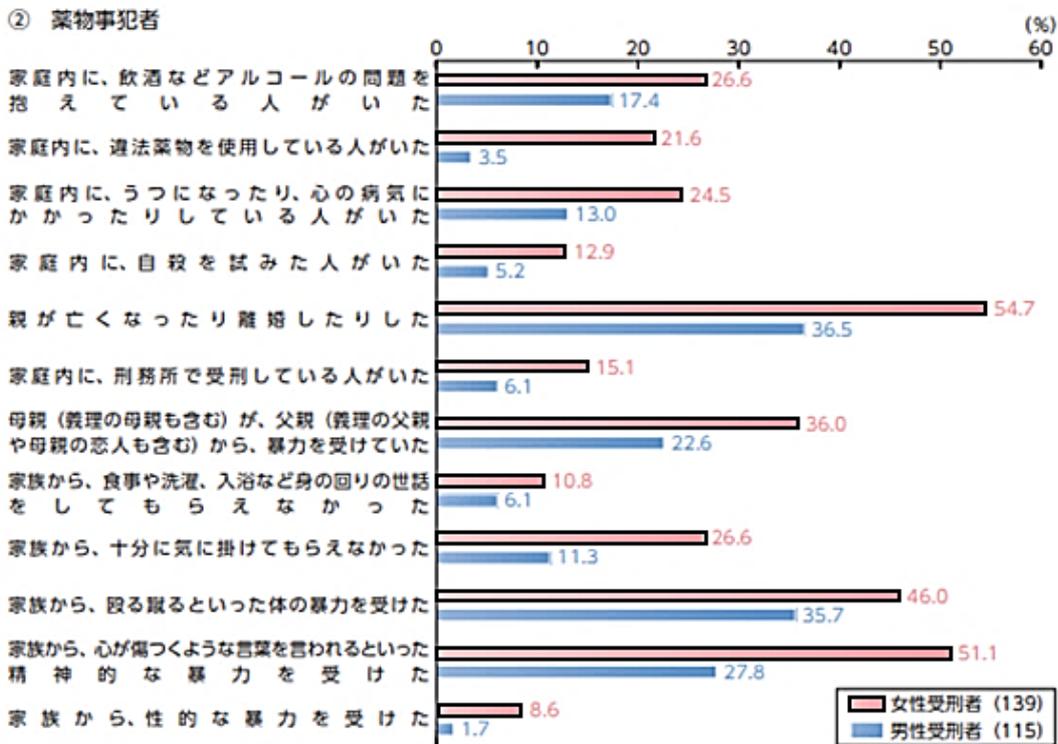
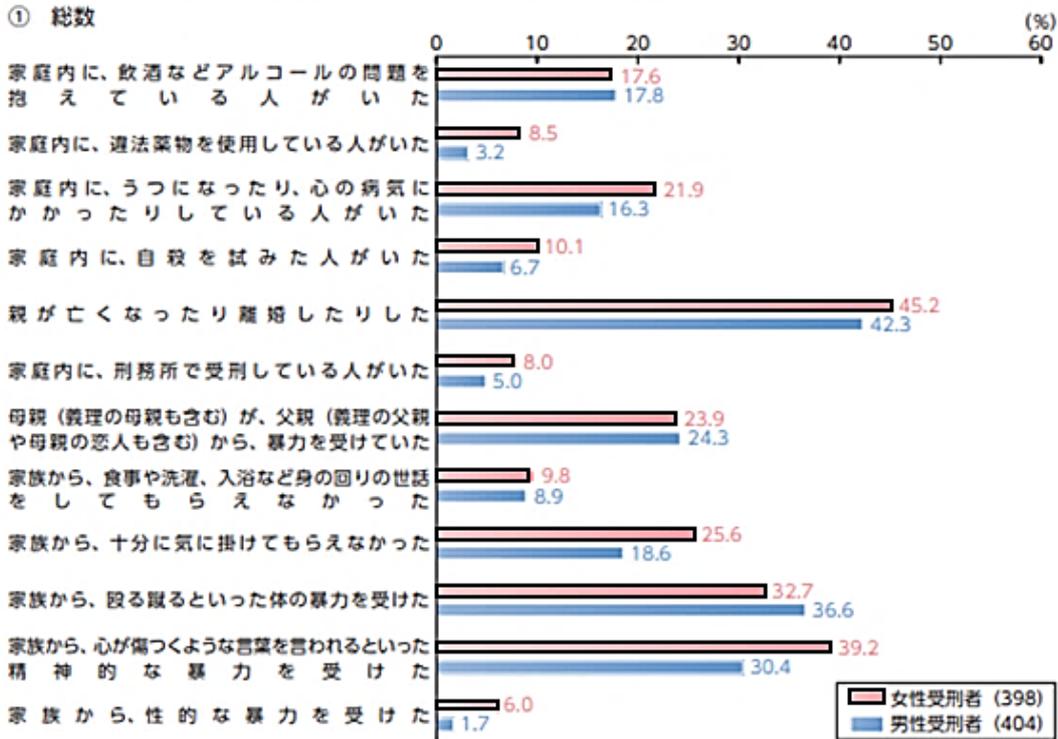
4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

5 「家族や親族等の収入や仕送り」は、「家族や親族（離婚した配偶者を除く）の収入や仕送り」又は「家族や親族以外の収入や仕送り」のいずれかに該当した者の比率である。

6 () 内は、実人員である。

出典：法務省法務総合研究所編（2024）「第7編 女性犯罪者の実態と処遇」『令和6年版犯罪白書』第5章、p351、7-5-2-4 図。

【図表3】 小児期逆境体験（ACE）の経験の有無（薬物事犯者）

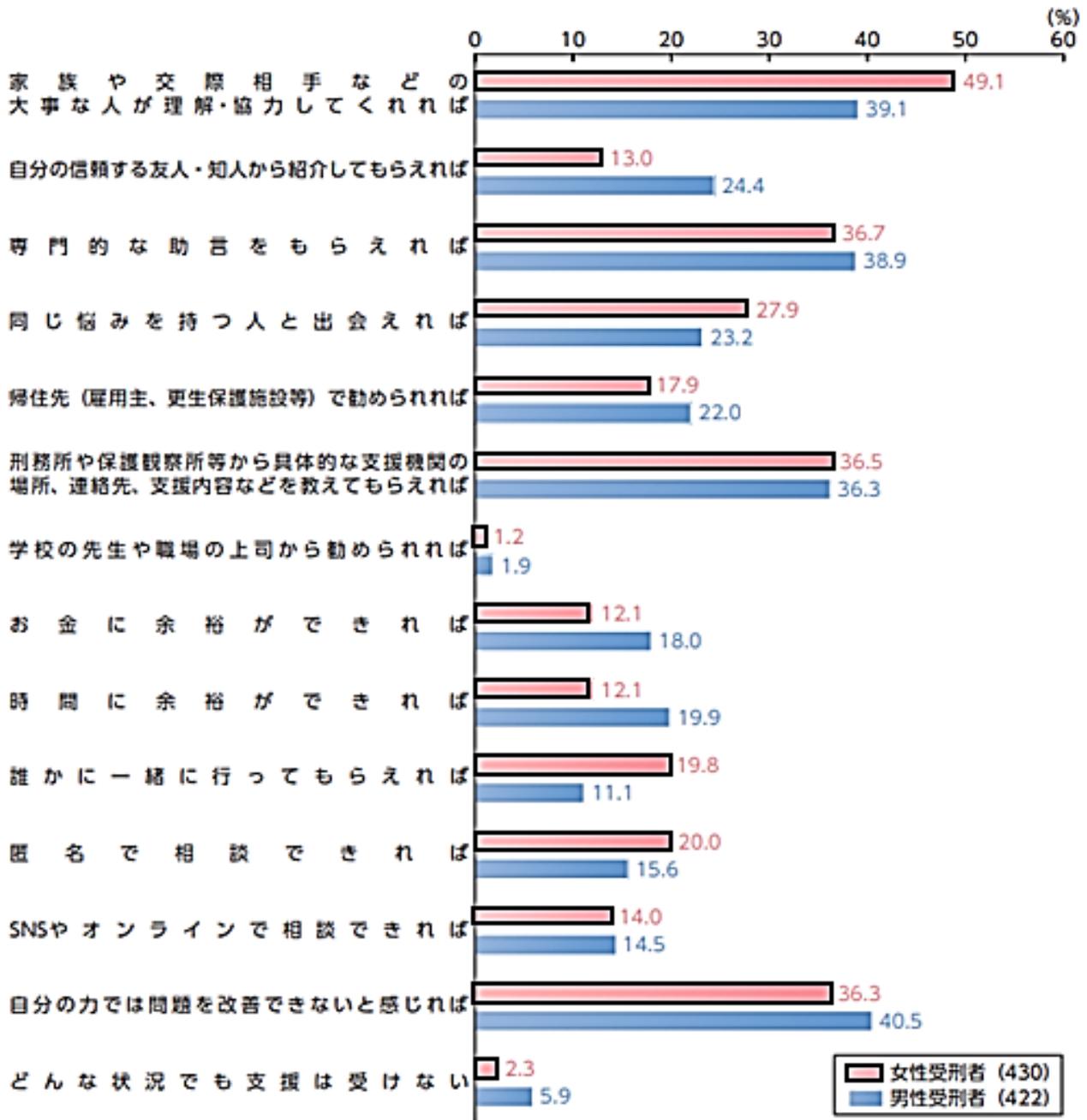


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 いずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 () 内は、実人員である。

出典：法務省法務総合研究所編（2024）「第7編 女性犯罪者の実態と処遇」『令和6年版犯罪白書』第5章、p366、7-5-3-6 図。

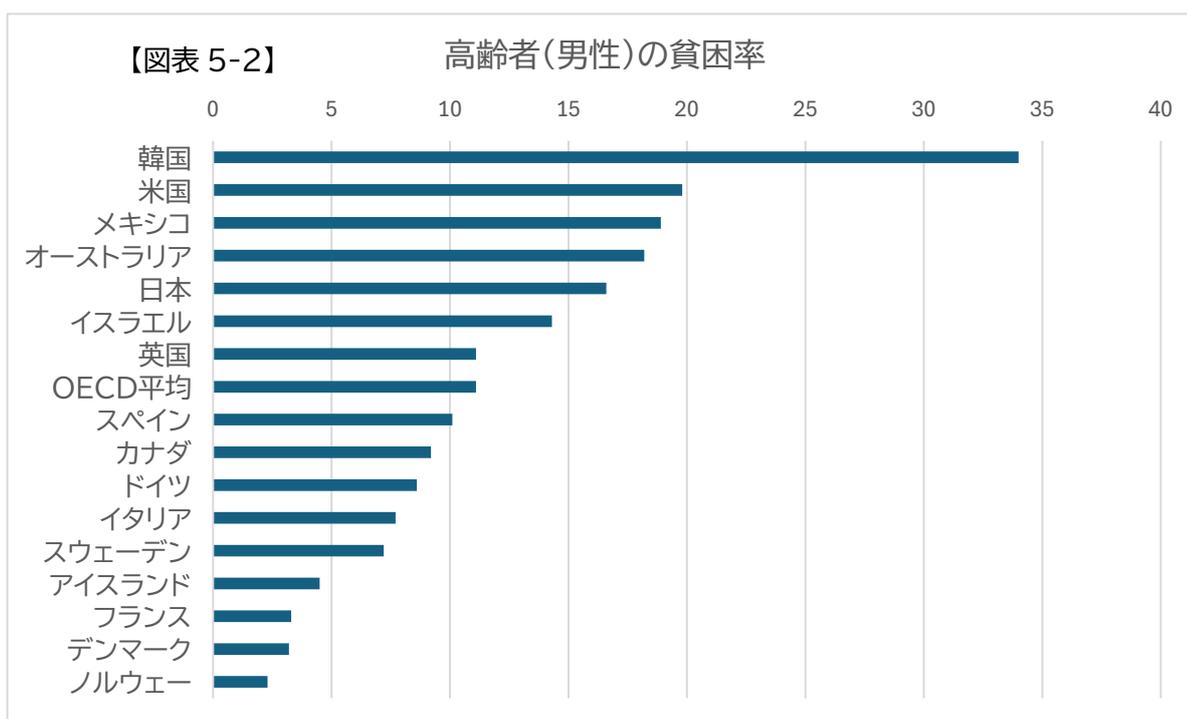
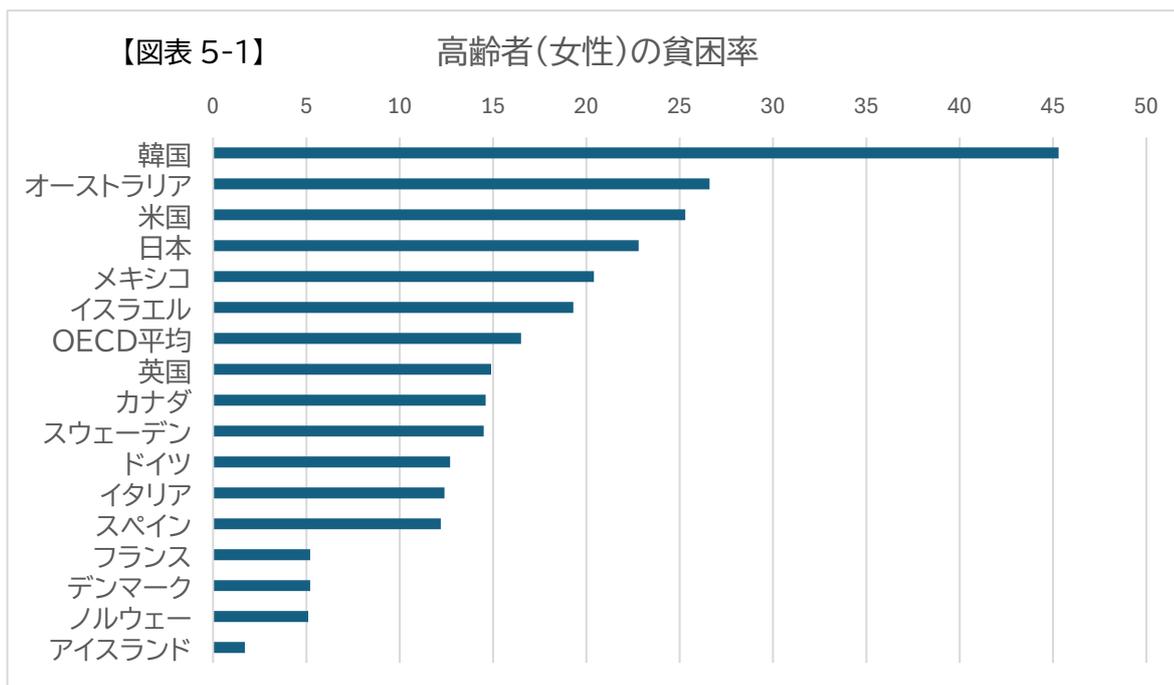
【図表 4】 支援機関等への相談に対する考え（男女別）

※複数回答



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 支援機関等への相談に対する考えが不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4（ ）内は、実人員である。

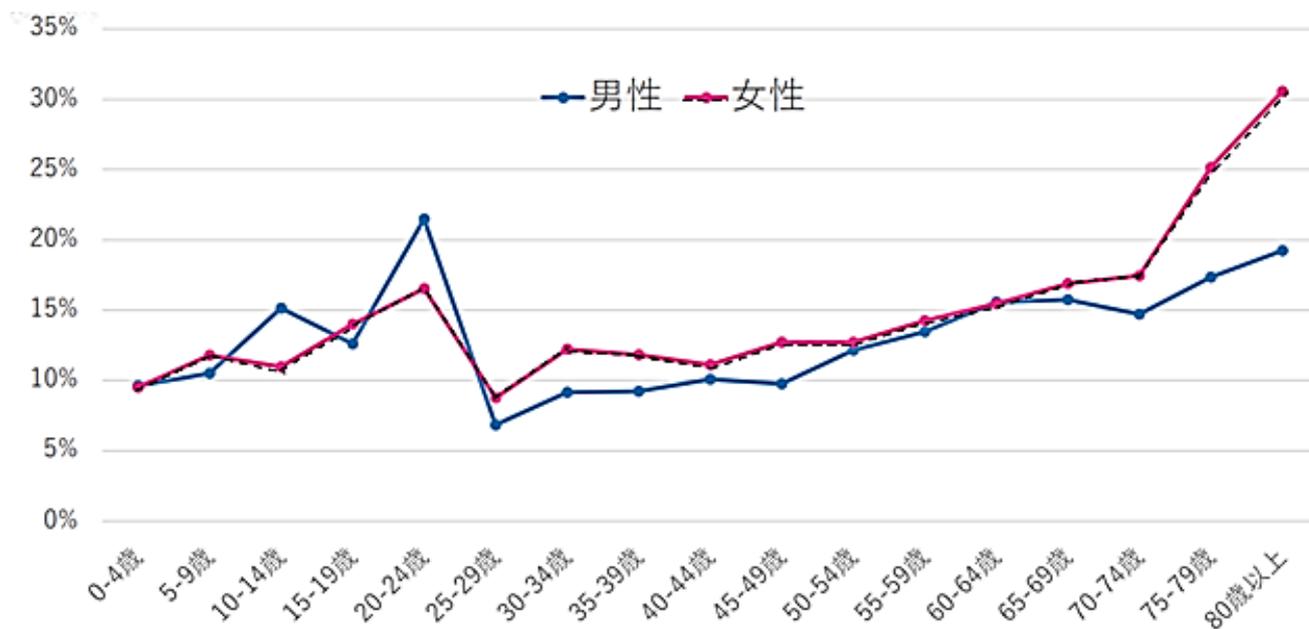
出典：法務省法務総合研究所編（2024）「第7編 女性犯罪者の実態と処遇」『令和6年版犯罪白書』第5章、p359、7-5-2-15図。



出典：男女共同参画局編『男女共同参画白書』令和6年度版、p.149、6-1 図より引用作成。

- (備考) 1. 日本については厚生労働省「国民生活基礎調査」、日本以外の国は、OECD “Pensions at Glance 2023”より作成。
2. 日本の高齢者は65歳以上である。
3. 貧困率の定義は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合。
4. 基本的に令和2（2020）年の数値であるが、アイスランドは平成29（2017）年、デンマーク、フランス、ドイツは令和元（2019）年、日本、ノルウェー、スウェーデン、米国は令和3（2021）年。

【図表 6】 相対的貧困率、年齢層別、性別（日本）



出典：阿部彩（2024）「相対的貧困率の動向（2022 調査 update）」JSPS 22H05098、
<https://www.hinkonstat.net/>より加筆作成。